

平成30年度
第1回東京都感染症医療体制協議会
新型インフルエンザ等
感染症地域医療体制整備事業

日時：平成30年7月25日（水曜日）

午後6時30分から7時42分まで

場所：都庁第一本庁舎42階特別会議室A

(午後 6時30分 開会)

○中島医療体制整備担当課長 それでは定刻となりましたので、平成30年度第1回東京都感染症医療体制協議会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様には、ご多用の中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私は、福祉保健局健康安全部医療体制整備担当課長の中島でございます。議事に入るまでの進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。以降、着座にて失礼いたします。

まず初めに、お手元でございます配付資料の確認をさせていただきます。まず、座席表、そして委員名簿、本日の次第がございまして、そのうしろに資料1としまして平成30年度事業年間計画(案)、そして資料2としましてガイドラインの改定について、資料3-1として新型インフルエンザ等に関する地域医療確保計画(全体計画)に基づく対応について、こちら概要版となっております。そして、資料3-2が全体版となっております。資料3-3が感染症診療協力医療機関における外国人感染症患者受け入れ状況に関する調査の実施について、資料3-4が新型インフルエンザ事業継続計画の策定支援について、そして資料4が平成29年度の訓練の実施について、資料5が平成29年度個人防護具着脱訓練支援及び配布事業について、資料6が特定接種の事業者登録について、資料7が平成29年度講習会について、そして参考資料としまして事業実施要綱と要領をお配りしております。また、それとは別にガイドラインと地域医療確保計画(全体計画)もお配りさせていただいております。

それでは、本日の議事に先立ちまして委員をご紹介させていただきます。お手元の名簿と座席表をごらんいただけますでしょうか。名簿順にご紹介をさせていただきます。なお、時間の関係から、ご所属と職名は省略させていただきます、お名前のみご紹介をさせていただきます。

それでは、初めに角田委員でございます。角田委員には、本協議会の副座長をお願いいたしております。

続きまして、新井委員でございます。

続きまして、川上一恵委員でございます。

続きまして、阪柳委員です。

続きまして、永田委員です。

続きまして、川上正人委員です。

続きまして、平井委員ですが、所用により少し遅れていらっしゃるご予定となっております。

続きまして、森谷委員です。

続きまして、長澤委員です。

続きまして、小田委員です。

続きまして、村井委員です。

続きまして、田村委員です。

続きまして、大西委員です。

続きまして、忠願寺委員です。

続きまして、今村委員です。

続きまして、藤木委員です。

続きまして、伊津野委員です。

続きまして、八巻委員です。

続きまして、佐伯委員です。

続きまして、小林委員です。

続きまして、高木委員です。

続きまして、森住委員は本日、ご欠席ですが、瀧澤副参事が代理でご出席でございます。

続きまして、樋口委員です。

続きまして、福祉保健局職員の委員をご紹介します。

本協議会座長の矢内委員です。

○矢内座長 よろしくお願いたします。

○中島医療体制整備担当課長 次に、矢沢委員ですが、本日、所用によりご欠席とのことです。

続きまして、成田委員です。

続きまして、高橋委員です。

次に、事務局でございますが、吉田でございます。

続きまして、杉下でございます。

改めまして、中島でございます。

以上で務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして座長よりご挨拶をお願いいたします。

○矢内座長 東京都福祉保健局技監の矢内でございます。

委員の皆様には、本日、大変暑い中、またお忙しい中を本協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より東京都の感染症対策、保健医療福祉行政に多大なご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

この東京都感染症医療体制協議会でございますが、平成20年度から開催しております。その役割は、医療機関や関係機関の緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等に対する東京都全体の感染症医療体制の整備を進めることとしております。これまで、この協議会のご協議に基づきまして、東京都では新型インフルエンザ等対策行動計画に基づきまして、地域保健医療体制の整備、医薬品や医療資器材の備蓄、都民への普及啓発など、新型インフルエンザ発生時への備えを進めてまいりました。

本日の会議では、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針の見直しについて、ご検討をいただきます。国の備蓄方針の変更を受けまして、東京都では本年5月に有識者会議を開催し、今月12日に東京都の行動計画を改定いたしました。これらの内容を踏まえて、本日は具体的な備蓄目標量やガイドラインの変更内容についてご意見を賜りたく存じます。

また、昨年度はブロック別地域医療確保計画を広域的に調整する地域医療確保計画、全体計画でございますが、これを策定いたしました。本日は、本計画に基づく取り組みについてもご意見をいただきたく考えております。

東京都の感染症地域医療の確保を推進する視点で議論を深めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から新型インフルエンザ対策について忌憚のないご意見を賜ればと考えております。本日は座長も担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○中島医療体制整備担当課長 どうもありがとうございました。

それでは、ここからは座長に議事進行をお願いいたします。

○矢内座長 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

会議次第に従って進めてまいります。

まず、議事に入る前に、改めて感染症医療体制協議会の設置目的について、事務局から説明をお願いします。

○中島医療体制整備担当課長 本協議会の設置目的ですが、参考資料1の実施要綱第4の第1項に規定がございますとおり、東京都全体を対象としまして感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係者との緊密な連携のもと、新型インフルエンザ等に対応する東京都全体の医療体制の整備を進めることとさせていただきます。

協議事項といたしましては、参考資料2、要領の第2の第1項に規定がございますが、新型インフルエンザ相談センター、新型インフルエンザ専門外来及び入院医療の確保及び運営等、地域医療体制の整備、そして医療資器材の確保、患者の搬送、普及啓発等、その他、新型インフルエンザ等発生時の医療体制の整備に関し必要な事項となっております。

また、要領第2の第7項によりまして、協議会は原則公開とする、ただし個人のプライバシー保護や公正な行政執行の確保に支障が生じるおそれがある場合は非公開とすることができるとなっております。この後、公開、非公開の決議をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、本協議会の名簿、資料、そして議事録につきましては公開することとなっております、東京都のホームページで公開をさせていただきますのでご了承ください。

説明は以上となります。

○矢内座長 ただいま事務局から、本協議会の設置目的と会議の公開、非公開について説明を申し上げました。本会議につきましては、新型インフルエンザ対策に係る内部情報など、公開すると公正な行政執行の確保に支障を来すおそれもございますので、会議は非公開とすることと考えております。これ以降は一般傍聴者の方には非公開とすることといたしますが、異議のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○矢内座長 それでは、本日の議事については非公開とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず、次第に沿って(1)協議事項のア、平成30年度新型インフルエンザ対策事業計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

○中島医療体制整備担当課長 それでは、事務局から資料1についてご説明をさせていただきます。こちらは、平成30年度新型インフルエンザ等対策事業年間計画(案)となっております。

まず、一番上の段ですけれども、新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業のところですが、本日、7月25日に第1回感染症医療体制協議会を開催いたしております。その後、10月から11月ごろに区部のブロック協議会を開催いたしまして、こちら、内容ですけれども、昨年度、ブロック計画で課題と対応方針を整理いたしておりますので、今年度につきましては取り組み内容について検討し、実施をしてみたいと考えております。そして、11月ぐらいに医療機関向けの研修会を開催いたしまして、10月から11月ぐらいにかけて訓練を行いたいと考えております。

そして、一つ下の段、予防接種体制の構築のところですが、都と書かれているところですが、住民接種の実施要領が年度内に国から出される予定となっております。こちらの動向を把握するとともに、接種体制の構築について積極的に取り組んでいる自治体の状況等をヒアリングをさせていただきまして、ブロック協議会で情報共有をさせていただきたいと考えております。また、特定接種につきましては、本年度は変更申請を受け付け、来年度は新規申請を受ける予定となっております。

次の段ですが、個人防護具の配布・着脱訓練支援事業ですけれども、大体8月ぐらいから個人防護具の配布・訓練の支援事業をスタートできればと、今、準備を進めているところでございます。

一番下の段、普及啓発ですが、季節性インフルエンザの流行が始まります11月中・下旬あたりから、媒体の配布等を行う予定で考えております。

説明は以上となります。

○矢内座長 事務局より、本年度の新型インフルエンザ等対策事業の年間計画（案）の説明がありました。この件について、ご質問やご意見があればお願いします。

どうぞ、大西先生。

○大西委員 すみません。ちょっと教えてください。この都の先進的な自治体の取り組み事例についての情報収集というところなんですけれども、先進的な自治体というのはどこなんですか。

○中島医療体制整備担当課長 これは、昨年度も実施いたしているんですけれども、例えば、新宿区ですとか府中市さんは、まだ国から詳細な実施要領というのは示されていないんですが、住民接種を接種するためにどうすればいいかを整理したマニュアルを整備したりですとか、あと実際、訓練も行っておりますので、そういった取り組みについて情報収集をして、昨年度はブロック協議会で共有をさせていただきました。

今年度につきましても、今、どの自治体にお話をお伺いしようかということで、すみません、検討をしているところでございます。

○大西委員 わかりました。ありがとうございます。

○矢内座長 そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

○永田委員 薬剤師会の永田でございます。

普及啓発の件について確認させていただきたいのですが、啓発媒体配布ということでは何らかのパンフレット等を作成されるということですが、どの程度、どこで、どういうふうに配布をしようとしているのか、この後の議論でよろしいですか。

○中島医療体制整備担当課長 こちらの普及啓発なんですけれども、例年、個人の感染防止対策として、手洗いですとか、せきエチケットに関するポスターやリーフレットをつくっておきまして、主要な駅ですとか、あとは保健所、医療機関のほうに配布をさせていただいております。

今年度の内容ですとか配布先については、すみません、また、これから検討するような状況でございます。

○矢内座長 永田委員、よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

○矢内座長 それでは、ほかにご質問もないようですので、今年度は、この年間計画(案)に沿って事業を進めてまいりたいと考えます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○矢内座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、協議事項のイ、新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドラインの改定について、事務局から説明をお願いします。

○中島医療体制整備担当課長 それでは、事務局より資料2についてご説明をさせていただきます。こちらは、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針の見直しに伴うガイドラインの改定についてでございます。

まず、(1)番、ガイドラインの改定の背景のところですが、ガイドラインの位置づけですが、都の新型インフルエンザ等対策行動計画、そして国のガイドラインを踏まえまして、保健医療現場で必要な具体的な取り組み内容を取りまとめたものとなっております、また、地域における保健医療体制確保に向けまして、関係機関

が具体的に行動できるための指針となっております。

これまでの策定、改定の経緯ですけれども、平成25年度に特措法が施行されて、それを受けて国で行動計画、ガイドラインを作成し、都においても行動計画の策定をいたしております。これらの内容を踏まえまして、28年8月に都ではガイドラインの改定を行っております。

今回の改定の背景のところですが、29年9月、そして30年6月に国は行動計画とガイドラインを改定いたしております。抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量を削減いたしております。これを受けまして都でも備蓄方針を見直しまして、7月12日に都の行動計画の変更を行っております。都の行動計画の変更とあわせまして、都ガイドラインにおけます抗インフルエンザウイルス薬の記載を変更する必要があります。でございます。

次に、(2)番、行動計画の変更内容のところでございます。今年の5月に新型インフルエンザ等対策有識者会議を開催いたしております。ここで行動計画の変更内容について、以下、記載のとおり決定いたしております。

まず、丸の一つ目ですけれども、これまで都民の6割相当としておりました備蓄目標量を見直しております。国の考え方に合わせるとしております。具体的には、患者の治療、予防投与、季節性インフルエンザが同時に流行した場合に使用する量と整理をいたしております。

具体的な備蓄量につきましては、国通知に基づく都の備蓄目標量に都と国の罹患割合の違いを考慮して目標量を算出すると整理しております。そして、行動計画では備蓄に関する基本的な考え方を規定しまして、抗ウイルス薬の具体的な使途、備蓄目標量についてはガイドラインで定めると整理をいたしております。

(3)ガイドラインの変更内容の案ですが、使途としましては国の方針に合わせて患者の治療、予防投与、季節性インフルエンザが同時に流行した場合に使用することを明記したいと考えております。備蓄目標量につきましては571.22万人分としておりまして、この算出方法につきましては後ほど別紙にてご説明をさせていただきます。薬剤の種類につきましては、国の備蓄方針に準拠することを明記したいと考えております。

ガイドラインの新旧対照表は別紙3にございまして、後ほどご説明をさせていただきます。

次に、（４）スケジュールですが、本日、皆様にお諮りさせていただいた後に、８月にガイドラインの改定をしたいと考えております。

それでは、１枚おめくりいただきまして、別紙１になります。こちらは、都の行動計画、今年の７月１２日に変更したものの一部抜粋となっております。

今回変更しておりますのが四角の中の丸の一つ目となっております、ここでは備蓄の考え方を示しております。

また、１枚おめくりいただきまして、別紙２をごらんいただけますでしょうか。こちらは、備蓄目標量の算出方法を示した資料となっております。丸の一つ目ですけれども、都の被害想定は国の被害想定、これは国民の２５％が罹患すると設定しておりますが、この値を参考にして、人口が集中する東京の特性を考慮して都民の３０％が罹患すると流行予測をいたしております。

丸の二つ目のところですが、都の備蓄目標量につきましては、太枠の中に式を記載しておりますが、国の通知に基づく都の備蓄目標量といたしまして４７６．０２万人分となっております。

下の表に詳細を示しておりますが、左のほうの下になりますけれども、国は全国で４，５００万人分の備蓄をすることと定めておりまして、その横にございますが、都は都の人口割合を掛けた値ですね、ここで人口割合が０．１０５７８１とありまして、ここに４，５００万を掛けまして、都として備蓄する分は４７６．０２万人分といたしております。さらに、掛ける１．２とございますが、こちらは都と国の罹患割合の違いとなっております。都の罹患割合３０％は国の割合２５％の１．２倍なので掛ける１．２としておりまして、最終的な目標量は５７１．２２万人分と設定をいたしております。

また、１枚おめくりいただきまして、別紙３が、こちらがガイドラインの新旧対照表となっております。左が改定案、右が現行のものとなっております。１ページ目は都の実施体制の図となっております、こちらは現状に合わせて組織名称等の変更を行っているものでございます。

また、１枚おめくりいただきまして２ページですが、こちらは情報提供・共有の表でございまして、情報を発信する部署と通知先の表となっております。こちらも、実態に合わせて表記を修正いたしております。

また、１枚おめくりいただけますでしょうか。３ページ目、上のほうですが、第３

章、1、(1)サーベイランス・情報収集のところでは医療機関数ですけれども、こちらは時点の更新をいたしております。

そして、真ん中のあたり、医薬品・医療資器材の確保のところですが、こちらは資料2でご説明した内容を受けて改定する部分となっております。都は、国の備蓄方針及び都の特性を踏まえて全罹患患者、被害想定において都民の30%が罹患すると想定、これの治療、予防投与や季節性インフルエンザが同時に流行した場合に使用する量として、571.22万人分を目標として抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。備蓄する薬剤は、国の備蓄方針に準じると設定いたしております。

なお、文言ですけれども、今回、備蓄の考え方を国に合わせることから、国のガイドラインの文言を準用する形で、こちらの案を作成いたしております。

そして、一番下の医薬品の放出のところですが、「薬剤別の」という文言を追加いたしております。こちらは、5月の有識者会議にて、抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫の把握と備蓄薬の放出については薬剤ごとにきちんと行う必要があるとのご意見を踏まえまして、この文言を追加いたしております。

説明は以上となります。

○矢内座長 ガイドラインの改定についての事務局の説明でした。

この件について、ご質問やご意見があればお願いいたします。お願いします。

○阪柳委員 東京都歯科医師会の阪柳です。

別紙3の情報提供・共有のところの歯科医師会への情報提供、それは必要に応じて医政部経由で行ったという、これは平成21年のことなのですが、これが今後もういう必要に応じてという形になるのかどうか、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○矢内座長 事務局、どうでしょうか。

○中島医療体制整備担当課長 ここには21年度当時のことが記載されておまして、今後ですけれども、福祉保健局の中で確認をさせていただきたいと思います。基本的には、この表に沿ったような形で提供させていただきたいと考えておりますが、確認をさせていただきます。

○矢内座長 それでは、情報共有について確認をしていただくということで、よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。抗インフルエンザ薬の備蓄に関する変更が主な内容となっておりますが、いかがでしょうか。じゃあ、角田先生、お願いします。

○角田委員 角田です。

国は罹患者の割合を25%と設定していきまして、東京都は少し人口密集だから5%多いと、これはもう以前からなんですけど、ほかの大都市、大阪とか名古屋も同じような扱いなのではないでしょうか。ちょっと今、疑問に思ったので、教えていただければと思います。

○矢内座長 事務局、ほかの都市について、いかがでしょうか。

○中島医療体制整備担当課長 大阪が何%かというのは、申しわけありません、把握していないんですが、ただ、ほとんどの県では、基本的には国が設定している値をそのまま準用していると伺っております。

○矢内座長 そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

○矢内座長 それでは、ご質問もございましたので、内容を確認した上で、改定案については最終的には座長に一任をしていただくという形で、確定した内容については改めて8月中に各委員に送付をさせていただくという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○矢内座長 ありがとうございます。

それでは、続いて協議事項のウ、新型インフルエンザ等に関する地域医療確保計画(全体計画)に基づく対応について、事務局から説明をお願いします。

○中島医療体制整備担当課長 それでは、事務局より資料3-1から3-4までご説明をさせていただきます。

まず、資料3-1ですけれども、こちらは昨年度策定いたしました地域医療確保計画(全体計画)に基づく対応の概要をまとめた資料となっております。

そして、すみません、1枚おめくりいただきまして、資料3-2ですけれども、こちらが全体版となっております。左側に全体計画の内容としまして、項目ごとの目標、現状と課題、対応策を記載いたしております。そして、二重線より右側のほうに現在の取組状況と今後の取組(案)を整理いたしております。こちら、かなり量が多い状況となっておりますので、今後の取組(案)のうちで主なものを資料3-1にまとめ

させていただきます。

すみません、また資料3-1にお戻りいただいてもよろしいでしょうか。こちらですけれども、全体計画の項目ごとに今後の主な取り組み（案）として、新たな取り組みを中心にお示しをさせていただきます。なお、括弧内の数字ですけれども、こちらは資料3-2の項目番号を示しております。

まず、1番のサーベイランス・情報収集ですけれども、こちらは医療機関向けのホームページの整備を上げております。診断に必要な疾患情報等を整理したホームページを新たに作成する予定でございます。

2番の情報提供・共有のところですが、こちらは関係機関との情報伝達ルートの整理、情報伝達訓練の実施に取り組みたいと考えております。また、保健医療関係者向けサイトの整備としまして、こちらは行政からの通知などをわかりやすく掲載するホームページを作成する予定でございます。

3番の都民相談ですけれども、各保健所に設置されます相談センターの対応マニュアルの作成、そして夜間と休日に共同設置する準備等を進めたいと考えております。次の丸ですが、診療協力医療機関の外国語対応状況を関係機関で共有とございまして、こちらは現在、取り組みを行っているところでして、後ほど資料3-3でご説明をさせていただきます。

次に、4番の感染拡大防止、こちらは従来からの取り組みになりますが、検疫所等、関係機関との連携、感染拡大防止対策の周知を行います。

5番の予防接種につきましては、本年度中に国から住民接種実施要領が出される予定となっておりますので、この内容を踏まえまして区市町村への情報提供、ワクチン供給体制の整備に取り組んでまいります。

6番の医療ですけれども、ガイドラインに記載のある重症患者受け入れ可能医療機関リストの作成・配布の検討、そして指定医療機関等のBCP策定状況の把握、策定支援に取り組んでまいります。BCPにつきましては、こちらも今、取り組みを進めているところでございまして、資料3-4で後ほどご説明をさせていただきます。

それでは、続きまして、資料3-3をご用意いただけますでしょうか。こちらは、感染症診療協力医療機関における外国人感染症患者受け入れ状況に関する調査の実施について、まとめた資料となっております。1番が全体計画の内容を抜粋してございまして、現状と課題ですが、外国人からの受診相談を受けた際には、外国人患者の受け

入れが可能な医療機関に円滑に案内を行える体制が必要と整理いたしております。対応策ですけれども、診療協力医療機関における外国語対応体制について調査を行いまして、調査結果については相談センターを設置する保健所等、関係機関と共有するとしております。

これに基づきまして調査を実施いたしております、2番の対象等のところですが、調査対象は診療協力医療機関となっております。調査期間は6月としております。

3番の調査項目ですけれども、外国人感染症患者の受け入れ状況、対応言語、対応方法、受け入れに関する工夫等についてお聞きをいたしました。実は、調査は6月に行っているんですが、まだ回収率が86%という状況でして、全数、ご回答いただくために、今、皆様に催促、お声がけをしているところでございます。

4番の今後のスケジュールですが、調査結果を取りまとめまして、10月から11月にかけて行いますブロック協議会で関係機関に情報提供をさせていただきたいと考えております。また、来年度以降につきましても継続的に調査を行いまして、更新情報については関係機関の皆様に提供させていただく予定でございます。

続きまして、資料3-4をご用意いただけますでしょうか。こちらは、新型インフルエンザの事業継続計画の策定支援について、まとめた資料でございます。

1番が全体計画の内容を抜粋しております、現状・課題のところですが、医療機関の新型インフルエンザ対応BCPの策定が進んでいない状況があると整理しております。対応策を二つ上げております、一つは都が行う講習会等でBCPの策定方法をテーマとして取り上げること、もう一つは、指定医療機関、診療協力医療機関、入院医療機関について、感染期において診療体制を継続することが期待されるために、都でBCPの策定状況について把握をさせていただきまして、未整備の場合には働きかけを行うと整理をいたしております。

2番の今年度の取り組みですけれども、(1)としまして医療機関BCPの策定状況把握調査を上げております。調査対象は指定医療機関、診療協力医療機関、入院医療機関としております、調査の期間は6月としております。調査の項目ですけれども、BCPの策定状況、策定済みの場合には課題、未策定の場合には、どのような情報が参考になるかといったことをお伺いしております。こちらの調査につきましても、今、回収率が大体7割ぐらいというところまで、今、皆様にご提出をお願いしているところでございます。

(2) 番、講習会の支援ですけれども、こちらの調査結果を踏まえまして、BCPの策定に資するテーマをこれから選定していきたいと考えております。

3番の今後のスケジュールですけれども、こちらも調査結果を取りまとめまして、大体10月ごろ講習会で調査結果を踏まえてテーマ設定して、この講習会で皆様に周知をしていきたいと考えております。そして、31年度以降ですけれども、継続的に策定状況については調査をさせていただきまして、効果的な支援のあり方について検討していきたいと考えております。

説明については以上でございます。

○矢内座長 新型インフルエンザ等に関する地域医療確保計画に基づいた今後の取り組みについてと、今年度、既に実施しております外国人感染症患者の受け入れ状況の調査についてと、あとは新型インフルエンザ事業継続計画、BCPの策定支援についてということでの説明でございました。

この件について、ご質問やご意見があればお願いいたします。どうぞ、お願いします。

○小田委員 資料3-1の2の情報提供・共有のところ、保健医療関係者向けサイトの整備というの、これは素晴らしいことだなと思ったんですけれども、こちらのほうは行政からの通知とか事務連絡等、かなりたくさん出てくるのが想定されて、それを新型インフルエンザ等の発生がわかった段階から専用サイトにまとめられるというところの理解でよろしいですか。

○中島医療体制整備担当課長 そのような形で整備をしていきたいと考えております。

○矢内座長 どうぞ、お願いします。

○小田委員 ありがとうございます。とても素晴らしいんですけれども、どの通知や事務連絡が生きていて、それとも、もうなくなっているのかがわからないので、平時のときにもぜひ整備いただくと我々の役に立つかなと思うので、これは、ご検討ください。

○中島医療体制整備担当課長 ご意見、どうもありがとうございます。平時から提供できる情報については、このサイトの中で、きちんとわかりやすく掲載をしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○矢内座長 情報サイトの整備については、よろしくお願いします。

そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

○長澤委員 外国人対応についてです。これは前の会議でもいろいろ検討されていたと思うんですけども、ITを活用するとか、またマンパワーをどうするかとか。東京オリンピックも踏まえて、多分、同じようなことを検討されている部署があるかと思うんですけども、そこら辺の部署との情報共有とか、そういったことを進めていらっしゃると思うんですけども、同じような方向で共通した問題になっていると思いますので、そこら辺をちょっと加味していただければと思います。

○矢内座長 事務局のほうで説明する内容があれば、お願いします。

○中島医療体制整備担当課長 ご意見、どうもありがとうございます。外国人対応については、これは感染症だけではなくて医療全般でも共有する課題になってくるかと思えますので、今、先生からご指摘いただきましたとおり、ほかの部署との情報共有等にきちんと努めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○矢内座長 そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

○新井委員 東京都医師会の新井です。

資料3-1の、やはり2の情報提供・共有についての1の丸について、ちょっとお聞きしたいんですけども、情報伝達ルートの整理、情報伝達訓練の実施について、もう少し詳しくご説明いただけませんか。それから整理の進捗ぐあいとか、教えていただければと思いますが。

○矢内座長 事務局、よろしいですか。

○中島医療体制整備担当課長 今、ご質問がございました情報伝達ルートの整理、情報伝達訓練の実施なんですけれども、先ほどガイドラインの新旧対照表のところでも情報提供について発信元と、あと提供先の表がございましたが、このような形では今、整理ができておりますが、具体的に、その部署の中のどなたに連絡をするかということころまでは、まだちょっと整理し切れていない部分がございますので、どなたからどなたに情報を渡していくんだという細かいところまで、きちんと詰めていく必要があると考えております。そのルートを細かく設定した上で、情報伝達訓練も行っていければと今、考えております。

○新井委員 ありがとうございます。

○矢内座長 そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

○今村委員 外国人の対応のところ、どうしても感染症法との絡みというのが出てくると思います。しかし、オリンピック対策も含めて現在準備している通訳の中には、感

感染症法の説明というのは余り意識されていないのではないのでしょうか。特に、保健所の方が対応されるときに、その説明をどうするのかということは、落ちてしまう可能性があるのでは、検討の中に入れておいていただけたらと思います。

○矢内座長 事務局、どうでしょう。

○中島医療体制整備担当課長 ご意見、どうもありがとうございます。実際、特定の感染症に罹患してしまった場合には、患者様に感染症法について、きちんと正しくご理解いただく必要となる場面は出てくると思いますので、今、今村先生からご指摘いただいた点については、事務局でもきちんと検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

○矢内座長 お願いします。

○平井委員 非英語圏の方への対応についてですが、英語・日本語での意思伝達が困難な非英語圏の方々のコミュニティーが存在していて、ポピュレーションとしても増えているということは確実だと思います。実際に本当に困るときというのは、そういうところだと思いますので、非英語圏の方への対応というところも同時に並行して考えていただくと、いいかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○矢内座長 事務局、追加で発言がありますか。

○中島医療体制整備担当課長 ご指摘いただいたとおりでして、日本語と英語が話せない方というのも多くいらっしゃると思います。ですので、その点については、きちんと事務局でも考えた上で今後の事業等を検討していきたいと考えております。ご意見、どうもありがとうございます。

○矢内座長 お願いします。

○永田委員 薬剤師会でございます。

BCPの作成について、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、3-4の資料の対応策の丸の二つ目に書いてあるように、感染期における診療体制を継続するというのは非常に重要だと思っております。30年度の取り組みの中で、まだBCPを策定されておられない、こういった医療機関があるということであるのであれば、全体として、どのステージになったときに、例えば、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等に、今の診療体制はどうなっているのかという通知を出すようなBCPの中の仕組みはでき上がっているのでしょうか。

開示をするようにとまでは言いませんけれども、どういう状況なのか、ステージ上

の中で中核病院がどう動いているのかというのは、情報提供として、されていないと困るかなというふうに思っております、情報共有をする意味でということではちょっと確認をさせていただきたいのですが。

○矢内座長 事務局、いかがでしょう。

○中島医療体制整備担当課長 B C Pの具体的内容なんですけれども、これは医療機関様によって中身が異なってくると思ひまして、事務局では、すみません、正直、細かいところまでは全て把握し切れていないという現状でございます。

ただ、事業継続を考える上で、個々の医療機関だけが稼働すればいいわけではなくて、先生からご指摘がございましたとおり、その周りにある薬局さんですとか、それ以外の医療機関との連携があつて、全体が動いて初めて医療というのが機能してくると思いますので、今、ご指摘いただいた視点も踏まえてB C Pの策定を進めるというのは非常に重要なことだと認識しております。具体、検討策ですとか講習会の内容については、これから詰めていく状況なんですけど、今のご指摘を踏まえましてきちんと検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

○矢内座長 大切なご指摘だと思いますので、講習会等で生かしていただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

○長澤委員 B C Pについて確認なんですけれども、基本的には、基幹病院も含めて、病院の自主性に任せて、それに関して都のほうから、これでは、だめですということはないということではよろしいんですね。一応、もう作ってはきているんですけども、各施設でいろんな事情がありますので、それを尊重するという原則なんですか。

○中島医療体制整備担当課長 都のほうから、よいとか悪いとか言うことは今、考えておりませんが、ただ、B C Pは本当に作り込むと細かいところまで、切りがないというのはちょっと言い過ぎかもしれないんですけど、一旦作って終わりではなくて、その後の見直しなどが重要だということは伺っておりますので、各医療機関の皆様がそれぞれ実態に合った、よりよいB C Pを策定、改定していけるように都としてもきちんと支援をしていきたいと、これから、検討していきたいと考えております。ご意見、ありがとうございます。

○矢内座長 よろしいでしょうか。

現在、行っている調査で課題等も医療機関から上げられていると思いますので、調

査結果のまとめや講演会のほうできちんと整理をして、お示しをしていただければと思います。

そのほかは、いかがですか。

(なし)

○矢内座長 それでは、また後ほど、あればご発言をいただくということで。

平時からのサイトの充実、それから外国人対応については、感染症法の内容のご説明、あるいは非英語圏の方への対応等についてもご意見がございました。また、BCPについても幾つか貴重なご意見をいただいておりますので、事務局のほうできちんと整理をしていただければと思います。

それでは、大まかな内容については、今後の取り組みの方向性については、これでご了解をいただいて、今後、細かいことについては随時確認をしてお示しをしていくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○矢内座長 ありがとうございます。

それでは、議事を進めます。次に、報告事項です。まず、報告事項のア、平成29年度の新型インフルエンザ対策事業について、事務局から説明をお願いします。

○中島医療体制整備担当課長 それでは、事務局のほうから、資料4から資料7まで続けてご説明をさせていただきます。

まず、資料4ですけれども、こちらは昨年度の訓練の実施についてまとめた資料でございます。

訓練の概要ですけれども、昨年度、1月に都立駒込病院にて、荒川区保健所、民間救急事業者、駒込警察署の皆様とともに訓練を実施いたしております。

2番の訓練の目的のところですが、指定医療機関への患者の移送、院内での受け入れについて実践的な訓練を行いまして、患者の移送・受け入れ体制の確認を行うこととしております。

4番の訓練の流れですけれども、右上のところに写真がございます。左上の写真ですけれども、患者移送車両を駒込警察署が先導して、これは病院の感染症専用入り口へ向かっているところでございます。その後、患者様をソフトアイソレーターに入れた状態で病室へ移送いたしまして、そして左下の写真なんですけど、病室で診察、検査をいたしております。そして、患者様を処置した後、鏡を見ながらPPEの脱衣をい

たしまして、そして最後、参加者による訓練の振り返りを行うという流れでございました。

訓練で確認された事項ですけれども、駒込病院のほうからは、丸の一つ目ですが、定期的に訓練を行うことは必要だと感じた、丸の四つ目ですけれども、個人防護具を着たところ、脱衣が難しく練習が必要だと感じた、また、荒川区保健所様からは、セパレートタイプの個人防護服を着るのは初めてであり貴重な経験をした、そのようなご意見を頂戴いたしております。

続きまして、資料5について、ご説明をさせていただきます。こちらは、昨年度の個人防護具着脱訓練支援及び配備事業について、まとめた資料でございます。

1番の事業概要です。目的ですが、医療機関等の二次感染防止能力の向上を目的といたしております。

2番の事業対象ですけれども、地区医師会、指定医療機関、診療協力医療機関、入院医療機関、民間救急事業者としておりまして、3番の事業内容のところですが、希望する医療機関等へ個人防護具、これは備蓄用と訓練用を配備いたします。そして、②番のところですが、訓練用の個人防護具を使いまして着脱訓練を行っております。そして、希望する方には訓練講師としまして感染管理認定看護師の先生を派遣いたしております。そして、訓練結果については都に報告いただくという事業でございます。

2番の実績ですけれども、こちら、表の左側ですけれども、配備対象数は全部で271件ございまして、個人防護具を配備した件数につきましては、これ足し合わせますと182件となっております。大体、対象の約7割が配備を希望された状況となっております。そして、講師派遣をした件数は、こちら、全部足しますと全部で38件となっております。

そして、下に行きますが、講師派遣を受けた訓練、ご参加の皆様のご意見ですが、ポツの一つ目、実際に着脱訓練を受けてみて適切な着脱方法が理解できた、そしてポツの四つ目ですが、一度参加しただけで習得するのは難しく、今後も継続して訓練を行う必要がある、そして下から三つ目のポツになりますが、感染防御について意識が高まったとの、そういったご意見を頂戴いたしております。

続きまして、資料6について、ご説明をさせていただきます。こちらは、特定接種の事業者登録についてでございます。

1番、これまでの経緯ですが、平成30年3月30日に厚生労働省のホームページ

で初めて登録事業者のお名前等が公表されております。

2番の今後のスケジュールですが、今年度につきましては、登録済みの事業者の皆様様の登録内容の修正を行いまして、来年度は新規申請を受け付ける予定となっております。

そして、3番、厚生労働省への改善要望ですけれども、昨年度の3月に、これまでの登録申請事務で各保健所の皆様が把握した課題や意見等を集約いたしまして、国に改善要望を行っております。主な内容としましては、システムの機能改善、あと行政の確認担当部署用のマニュアルについてのご意見等を上げております。今後も、国の対応状況等についてはきちんと確認をしまして、登録事務が円滑に進むように努めてまいります。

次に、資料7について、ご説明をさせていただきます。こちらは昨年度の講習会の実績について、まとめた資料でございます。

昨年11月と12月に区部と多摩地区、それぞれ1回ずつ講習会を行っております。内容は二部構成となっております、第1部は医療機関に求められる感染症危機管理としまして、講師として国立国際医療研究センターの高崎先生にお願いをいたしました。そして、第2部は、医療機関の未発生期における感染対策取り組み事例としまして、講師は東京慈恵会医科大学附属病院の看護師の美島先生にお願いをいたしております。参加者数ですけれども、区部と多摩地区、合わせまして大体250人ぐらいとなっております。

2番のアンケート結果ですけれども、(2)の講演についてのところですが、第1部、第2部とも、「参考になった」、「大変参考になった」とのご意見が大半を占めております。(3)自由意見のところですが、ポツの一つ目のところ、新型インフルエンザ発生リスクについて認識する機会となりました、また、下から二つ目のところですが、中小病院での感染対策取組事例やBCP策定例についても聞きたいですといったご意見を頂戴いたしております。

こちらのアンケート結果と、また、先ほど資料3-4のBCP調査の結果等を踏まえまして、今年度の講習会の内容を今後、検討していきたいと考えております。

資料の説明は以上となります。

○矢内座長 4点、報告がございましたが、まず、資料4の新型インフルエンザ患者発生時対応訓練の実施についてですが、毎年度、長らく非常に実践的な訓練を実施してい

ただいております都立駒込病院の今村先生からコメントをいただければと存じます。
お願いします。

○今村委員 今回の訓練について、コメントをさせていただきます。

まず、感染症の指定医療機関として、日ごろから個人防護具の着脱訓練等を繰り返しているのですが、実際に、緊張感を持ったこういう訓練の中で、ある程度の時間着用して、それから脱ぐということの経験をする機会はありません。実際に長く着るとどうなるのか、その後脱ぐときのリスクがどれぐらい高いのか、そういうことを知るためには、非常に重要な訓練だと考えております。

また、新型インフルエンザに関しては、ブロック体制をとっておりますので、感染症指定医療機関は複数の保健所の区を担当しています。今回は荒川区が参加されましたが、毎回、異なるブロックの保健所の方が参加され、他の保健所の方々も見学に来られています。訓練に参加していただく保健所は、東京都のほうから指定していただいて、多くの保健所が実地訓練に参加できるようになっておりますので、これも非常に重要なことかなと思っております。

このような訓練によって、東京都の担当部署、保健所、民間救急との連携や、病院内での患者の移送ルートなどを確認していただくということが、本当にアウトブレイクが発生した時のためにも大切だと考えています。

以上です。

○矢内座長 今村先生、ありがとうございました。私も何回か見学させていただきましたけれども、非常に実践的で、お話のあった病院内の動線の確認ですとか、防護服を着て実際に動くと、どの程度大変なのかということが、とてもよく理解できた訓練だったと思います。今村先生、ありがとうございます。

ほかの報告も含めて、何かご質問やご意見があればお願いいたします。いかがでしょうか。

個人防護具の着脱訓練支援及び個人防護具配備事業について、医師会のほうから何かご意見がございますでしょうか。

○角田委員 個人防護具を配っていただいて、各地区で、すごく実践的な経験ができると思います。

ただ、ちょっと、やはり数を見せていただくと、もう少したくさんの方のところでやっていただきたいと思う点が一つあります。より一層、広めなくてはいけないなと私は

考えます。

以上でございます。

○矢内座長 ありがとうございます。事務局のほうから、追加でありますか。

○中島医療体制整備担当課長 すみません。ちょっと、私がきちんとして説明さしあげなかったんですが、こちらの資料5の真ん中の表のところに数字が出ているんですけども、まず、講師派遣件数というのが一番右にございまして、先ほど全部を足し合わせると38件というふうに申し上げたんですが、実は、申し込み自体はもう少したくさんあったんですが、事業を始めたのが冬からということで遅くなってしまったのと、あと講師の先生と医療機関の皆様のマッチングがなかなかうまくいかないということで、この数字となってしまいました。

今年度につきましては、より多くの皆様に講師派遣して訓練していただきたいと思っておりますので、事業実施時期を少し早めまして、なるべくマッチングがうまくいくように事業を進めていきたいと考えております。ご意見、ありがとうございます。

○矢内座長 ぜひ、医師会のご協力もいただいて、たくさん講習をしていただければというふうに思います。

そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

○長澤委員 すみません。私、小児科医なものですから、毎回いろいろお話しさせていただくんですけども、こういう訓練も含めて、小児、乳幼児が患者さんのときに、どういうふうに対応するのかとか、そういったことも検討されているところがあるのかとか、していただきたいなというふうに常々思っています。ほとんど、やっぱり成人対象で、こういった想定も多分そうになっているんですけども、やはり小児も少し検討していただければいいかなと思います。

○中島医療体制整備担当課長 先生、ご意見、どうもありがとうございます。今の訓練ですとか、ほかの事業もそうですけれども、先生おっしゃるとおり、どうしても成人を対象にということで。ただ、実際、新型インフルエンザが起きたときには、もちろん小さいお子様を含めて罹患する可能性もございますので、そこは事業を進める上できちんと検討しなければならないと考えております。ご指摘、どうもありがとうございます。

○矢内座長 先生、よろしいでしょうか。

大西先生、お願いします。

○大西委員 資料5で講師派遣の件なんですけれども、これはICNを派遣していると思うんですけども、実際、こういうことができるICN、何人把握されているんですか。

○中島医療体制整備担当課長 講師の先生はICNの先生でして、昨年度につきましては講師が15人となっております。今年度につきましても、今、個々の先生に確認をとっているところございまして、都としては、なるべく多くの先生にご協力いただきたいなと思って、いろいろお声がけをしているところでございます。

○大西委員 わかりました。ありがとうございます。

○矢内座長 まず、平井先生、お願いします。

○平井委員 今のご質問に附随してなんですけれども、裾野を広げるという意味で、教育ができるICNを増やすための事業は都としてご計画をされているのか、という点については、いかがでしょうか。

○矢内座長 事務局、どうでしょうか。

○中島医療体制整備担当課長 ご意見、どうもありがとうございます。

先生ご指摘のとおり、こういった講師の先生をふやしていくというのは非常に重要だと思います。実は、講師の先生からも、この研修事業、講師をやることでご自身もすごく勉強になったといったご意見を多く頂戴しておりまして、なるべく多くの先生にご協力いただけるように事務局としても努めていきたいと考えております。ありがとうございます。

○矢内座長 お願いします。

○小田委員 今の訓練に関して追加の質問なんですけれども、お願いというところになるかもしれません。できれば、忙しい冬の時期は避けてもらいたいんです。この訓練の募集の時期が、たしか1月とか2月とかだったんですね。もしうちのICNが講師として行くことになったとしても、全然、構わないんですけども、インフルエンザ等がはやっている時期に講師で行かれると院内の感染対策等で非常に戦力をそがれることになるので、忙しくない夏季とか、そういうときにやっていただくと助かります。

○中島医療体制整備担当課長 ご指摘は本当にそのとおりでして、今年度は、感染症が流行する冬の時期は避けて、夏の時期からスタートするべく準備を進めております。申しわけございません。

○矢内座長 そのほか、いかがでしょうか。

委員からご指摘のございました小児の訓練については、ブロックごとの訓練もあると思いますので、できるだけご意見が取り入れられて活用できるようにお願いします。

また、個人防護具のほうは、ICNの活用も含めて、ぜひ病院のご協力を得やすい形で実施をしていただければと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

(なし)

○矢内座長 では、報告事項も含めて、全体を通して何かご意見やご質問があれば、ぜひお願いいたします。お願いします、田村先生。

○田村委員 自衛隊中央病院の田村です。

全体を通してということなんで、2点ほど、ちょっと私が正確に把握していないことがあって教えてほしいんですけど、1点目は抗インフルエンザ薬の備蓄についてなんですけど、国の計算では25%、都の計算では30%というお話があったと思うんですが、インフルエンザ薬の備蓄の国と自治体、都道府県との負担の応分というんですかね。多分、何か国のほうは均等に負担するみたいな文言があったと思うんですけど、これは、都が30%とって国が25%とって、それは、どういうふうな応分で、国がどう持っていて、都がどう持っていてみたいなところをちょっと教えていただけますか。

○中島医療体制整備担当課長 今の先生のご質問なんですけれども、まず国の考え方として、国民の25%が罹患するとして、それをもとに、それ以外にも予防投与ですとか、あと季節性インフルエンザが同時流行した場合に使用する量として、それを全て足し合わせて、全体で4,500万人分備蓄をするというのを定めております。

ちょっと細くなるんですが、実は、流通備蓄として1,000万、見込んでおりました、4,500から1,000を引いて3,500万、これを国と都道府県で半分ずつ備蓄しましょうということで、今、計画がつくられております。都は国よりも上乗せして備蓄しますので、その分については都が独自で、みずから購入して備蓄をするという形で今、整理をいたしております。

○田村委員 都が30%で計画している分の幾つかは国が負担して国が備蓄してくれている分もあるという、そういう理解でよろしいですか。

○中島医療体制整備担当課長 そのとおりでございます。

あと、もう少し言いますと、流通備蓄から都に配分される量もございますので、そ

れも見込んだ形での備蓄を考えております。

○田村委員 そうすると、国が持っている分と都が持っている分で、いざというときに放出する基準が違ったりとか配分の基準が違ったりとか、そういうような話はあったりするのでしょうか。

○中島医療体制整備担当課長 実際、新型インフルエンザが起きたときには、まず市場に流通している薬から使われまして、それがいよいよ不足してきたという段になりましたら、まず都道府県のほうで備蓄している薬を放出いたします。それもまた少なくなってきた状況になりましたら、今度は国が備蓄している薬を放出するという形で今、定まっております。

○田村委員 よく理解できました。ありがとうございました。

もう一点、ちょっと別のところであるんですけども、外国人の感染症患者さんの対応という話があったと思うんですが、東京都は救急の場での電話通訳事業というのをやっていたっていて、うちの病院でも使わせていただいているんですけども、よその自治体では、最近、医療通訳の派遣事業みたいなことに取り組んでいる自治体もあるやに聞いているんですけども、東京都では、そういう医療通訳の派遣事業みたいなことは今後、計画されていたりとかは何かありますか。

○中島医療体制整備担当課長 申しわけございません。不勉強なんですけれども、私は、すみません、承知はしておりません。

○田村委員 他の自治体では、医療通訳の、電話通訳だけじゃなくて、事前に調整してということで段階があるんですけども、提携している病院とか幾つか基準はあるんですけども、県のほうからボランティアの医療通訳を各病院に派遣するような事業というのを今年度から始めたりというような話もあるみたいなので、そういうのもやっただけだと各病院は非常に助かるのかなというふうに思った次第です。よろしくをお願いします。

○矢内座長 医療通訳の派遣ということで、今後の課題かなというふうに思います。外国人対応については、オリ・パラもございますので、今、東京都としても非常に重点的に取り組んでいる内容でございますので、ちょっと福祉保健局としての対応は確認をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。川上先生、お願いします。

○川上委員 東京都医師会の川上です。

資料1のところで、戻ってしまうんですけれども、普及啓発のところ、先ほど普及啓発の内容として手洗いとかせきエチケットについてということで、昨年度もとてもおしゃれなリーフレットはつくられていましたが、昨今、いろいろな感染症においてAMRという抗生剤の適正使用というのが言われているようですけれども、同時にインフルエンザに関して、抗インフルエンザ薬をこれだけ多用する国というのは日本が一番だと。それが前回の2009年のときには日本では死者が極めて少なかったというような、いい結果であったとは思いますが、備蓄量を減らしている中で、今の一般市民の頭の中にあるインフルエンザ・イコール・抗インフルエンザ薬というような状態だと、やはり備蓄量も減っている中で新型が来たらちょっと心配かなということもありまして、本来、インフルエンザというのは、抗インフルエンザ薬がなくても治る疾患であるというようなことの啓発というのも、しておいてもいいんじゃないかと思うんですけれども。ふだんでも、うちなんかだと、インフルエンザかどうかと来たら、もう、そのままイコール抗インフルエンザ薬が欲しいという訴えが多いので、そのあたりはどのように東京都としてはお考えなんでしょうか。

○中島医療体制整備担当課長 私の方でご説明させていただいた普及啓発なんですけれども、対象としましては一般都民の皆様を対象とした啓発を考えております。先生から今、ご意見いただきましたのは、どちらかという医療機関向け、医師の皆様への啓発ということでしょうか。

○川上委員 医師じゃなくて、やはり都民全体として、本当に抗インフルエンザ薬は必須、マストなものなのかという意味で、考えを少し改めるような啓発をしておいたほうがいいかと思うんですけれども。

○中島医療体制整備担当課長 すみません。今、現状では、そういった点について検討していなかった状況ですので、今の先生のご意見を踏まえまして、これから検討していきたいと考えております。ご意見、どうもありがとうございます。

○矢内座長 非常に大切な視点だとは思いますが、今後の普及啓発の中で、そういったことも情報に含められるかどうかということは課題として受けとめさせていただきます。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○矢内座長 さまざま、貴重なご意見をいただいて、本当にありがとうございました。ご

出席の皆様、各区市町村、区市の保健所、医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会のご協力のもと、東京都として今後も新型インフルエンザ対策を進めていくのがとても重要だと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたします。委員の皆様には、本当にありがとうございました。本日のご意見を受けまして、今後の東京都の保健医療体制の構築に生かしてまいりたいと考えております。

それでは、事務局にマイクを返します。

○中島医療体制整備担当課長 本日は、大変貴重なご意見、数多く賜りまして、まことにありがとうございました。いただきましたご意見につきましては、十分に参考にさせていただきながら、今後の新型インフルエンザ対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

本日は、お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございました。

(午後 7時42分 閉会)